

## 第 387 回東京地方最低賃金審議会議事録

笹島会長 定刻になりましたので、ただ今から第 387 回東京地方最低賃金審議会を始めます。初めに、委員の出欠状況について事務局から報告してください。

課長補佐 それではご報告いたします。本日は、使用者代表委員の坂本委員からご欠席との連絡をいただいておりますが、現時点で委員定数 18 名のうち 17 名がご出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める全委員の 3 分の 2 以上、または各側委員の各 3 分の 1 以上の定足数を満たしていることをご報告いたします。

笹島会長 ありがとうございます。本日は本年度計画に基づく最後の審議会になります。本日の議事録の署名は、公益委員は私が、労側委員は橋本委員にお願いいたします。使側委員は堀内委員、お願いします。

では、議事 (1) 「平成 28 年度における特定（産業別）最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」審議いたします。まず、本件の手続きについて事務局から説明してください。

賃金課長 それではご説明申し上げます。最低賃金法第 15 条第 1 項におきまして、労働者または使用者は、特定最低賃金の改正等の申出を都道府県労働局長に対し行うことができると定めております。この申出は例年、概ね 7 月を目途にお願いしているところでございますけれども、申出が予定されております業種につきましては、審議会に対する資料作成のため、最低賃金に関する実態調査を事前に行う必要がございます。

そのため、前年度中に、各特定最低賃金につきまして改正等の意向の有無を労使各側からご発言いただき、これを受けまして、私ども事務局で次年度調査の用意をさせていただいているというところがございます。特に、業種の括りの変更ですとか適用する労働者の範囲の変更につきましては、その変更内容も踏まえた上で実態調査を行う必要がございますので、その点も含めまして改正等の申出の意向表明をお願いしたいと思っております。

笹島会長 ありがとうございます。それでは、平成 28 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向につきまして、労側委員にお伺いいたします。

尾野委員 鉄鋼業とはん用機械、それから輸送用機械につきましては、改定の申出をさせていただきたいと思います。それと、電気機械器具・情報通信機械器具製造業につきましては、昨年も提起をさせていただきましたけ

れども、新設ということで取り扱いをお願いしたいと思ひますし、トラックの關係につきましても、現在、当該のそれぞれの労働側組織のほうで準備を進めさせていただいておりますので、新設の方向で、現時点ではお願いをしたいと思ひています。以上です。

笹島会長

ちょっと復唱させてください。新設は電機とトラックの2つ、それ以外の鉄鋼、はん用機械、輸送用機械は改定ということですね。ありがとうございました。

ただ今、労働側から特定最低賃金改正等の申出に係るご発言をいただきました。この中で、次年度においては2業種の最低賃金新設と、現行6業種のうち3業種について金額改正とのことで、計5業種について申出の意向表明がございました。

ただ今のご発言を受け、使側からご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

石川委員

それでは私のほうから、考え方ということで述べさせていただきたいと思ひます。先ほど特定最賃についての改正ないし新設の意向表明がありました。この8~9年、地域最賃が急激に、しかも大幅に引き上げられておきまして、特定最賃とのいわゆる逆転現象が起きました。また、その差が拡大しているという現状かなと思ひておきます。

東京での特定最賃の審議につきましても、2011年に転換点が来たと思ひておきます。2011年、2012年と連続で、5業種中4業種が地域最賃を下回っておりますし、2013年から2015年につきましても、全業種で地域最賃を下回った状況でございます。これに対し、審議におきましても、公労使による検討委員会というものを設置し、慎重な審議を行ってききました。その結果、2011年は2業種、2012年は3業種、2013年は4業種、そして2014年、2015年につきましても、全業種について必要性なしという結論を得たものでございます。このように、5年間にわたりまして三者で議論を積み上げてきたということがこれまでの経過かと、このように考えておきます。

使用者側の考え方につきましても、本年1月に経団連が発表しました2016年版経労委報告におきまして、以下のように述べられておきます。近年の地域別最低賃金の大幅な引き上げによって地域別最低賃金を下回る特定最賃が増えておき、このような特定最低賃金はすでに役割、使命を終えておき、早急に廃止すべきであると。このように明確に述べているわけでございます。商工会議所、中小企業団体中央会におきましても、それぞれ同様の内容を決定しているところでございます。このようなこ

とで、使用者側の考え方は、最賃法改正以前から一貫したものであることを申し上げておきたいと思えます。

使用者側の基本的な姿勢は以上のとおりでございますけれども、今後とも公労使三者構成の本審議会を尊重しまして、改正の申出がなされ必要性の諮問がなされた場合におきましては、従前同様、制度の趣旨に則り、話し合いを行って行く所存でございます。以上でございます。

笹島会長

ありがとうございました。ほかの労使側委員、何かご意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。公益委員はいかがですか。

労側委員、使側委員からただ今の申出があり、また、それに対する意見表明がございましたけれども、本日の意向表明を受けまして、事務局では今後適切な事務手続きを進めていただくようお願いいたします。

事務局から何かありますか。

賃金指導官

それでは、今日お手元にお配りしております資料につきまして、ただ今のお話に鑑みてご説明をさせていただきます。

ただ今意向表明がございましたが、それに伴いまして、東京都特定最賃における適用使用者数と適用労働者数をお示ししております。すでに現在、効力を失っておりますが、制度として残っているものが6業種、それと、昨年新設決定の申出を頂戴したものが電機・通信の1業種ということで、さしあたって、これにつきましてお示しをさせていただいております。昨年は、この内容につきまして、基本となる情報でございます経済センサスの更新がございましたので、一部混乱を皆さまにお見せしてしまったところがございますが、今年の数値に関しましては、昨年と同様24年センサスを使用した数値でございますので、概ね昨年の数字と特に大幅な変更はないものをご理解いただければと思います。

この後はこの数字を基にいたしまして、2分の1もしくは3分の1という数字で、私どものほうにお申出を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

資料2番でございますが、今年度の全国での特定最賃の決定状況について集計したものをご覧にしております。このうち、赤で囲いがかかっているものにつきましては、今年度におきましてすでに失効している数値でございます。現在、全国で約200の特定最賃が残っているということでございますので、改めて資料としてご確認いただきたいと思います。私からのご説明は以上でございます。

笹島会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から資料説明がございまし

たけれども、この資料について何かご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

尾野委員 労働者数は去年出していただいたのとあまり変わっていないということですね。

賃金指導官 そうです。昨年のような大幅な変動は特にございません。

尾野委員 去年と同じぐらいと。

賃金指導官 そのようにご理解いただいてよろしいかと思えます。

尾野委員 去年と同じだと、また同じ問題が起こってしまうよね、100を超えてしまうということが。

橋本委員 起こり得ると思えます。

笹島会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特段これ以上のご発言がなければ、議事次第に基づきまして議事(2)のほうに移りたいと思えます。

議事(2)は「運営委員会報告について」でございます。運営委員会では、特定最賃改正等必要性審議のあり方ほかに係る検討を行いました。その審議報告がございますので、これよりご説明いたします。

では、事務局から各委員に報告文書を配布の上、朗読をお願いいたします。

#### (報告書(写)配布)

主任賃金指導官 それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

#### (報告書朗読)

笹島会長 ありがとうございます。運営委員会報告はただ今事務局が読み上げいたしましたとおりであります。この審議過程につきまして、運営委員会委員の村上委員から説明がございます。

村上委員 東京地方最低賃金審議会では、検討委員会における平成27年度の特定(産業別)最低賃金改定等に係る必要性審議が終了したことを受けまして、本年度審議の検証と、さらに今後の必要性審議のあり方ほかについて検討を行うことといたしました。これを受けて、平成28年2月29日に第2回運営委員会が開催され、審議が行われましたのでご報告申し上げます。

次年度の特定(産業別)最低賃金改定等の必要性審議について、今年度は検討委員会に審議付託し、これにより特段の混乱もなく、概ね円滑

に議論が進行したところであり、については当該審議方式を継続しつつ、その効果を精査検証すべきとの認識の下、労使間で見解の一致が認められたことから、公益もこれに同意して、次年度も引き続き検討委員会を設置し、これに審議付託することが適当との結論に達しました。

よって、ご了解いただいた内容を運営委員会報告として取りまとめ、ただ今審議会にご報告いたしました次第でございます。以上です。

笹島会長

ありがとうございました。ただ今、村上委員のほうから経過説明をいただきましたけれども、この運営委員会報告につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

特段ご意見がなければ、次年度特定最低賃金改正等必要性審議は、これに則り行うことといたします。

続きまして、議事(3)の「その他」についてであります。何かございますか。

事務局のほうは何かございますか。

賃金課長  
笹島会長

特にはございません。

それでは、この審議会は今年度最後ということですので、労側、使側、あるいは公益の先生方に、1年間の審議を通しまして、何かご意見、お気づきの点等を、せっかくの機会ですのでご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

それでは私のほうから、本年度最後の審議会ですので、一言申し上げたいと思います。

最低賃金審議会は、現在は年間の中、一部は公開という扱いになってきております。ご承知のように、鳥取県におきましては全面公開しているとのことでありますが、この東京におきまして、果たして同じことが可能かと考えますと、私のこれまでのこの審議会における経験からいたしまして、当面はなかなか難しいかなという印象を受けております。

他方、国・自治体のさまざまな審議会では、可能な限りオープンにするという方向に進んでおり、当審議会におきましても、ある時期から議事録の一部を公開するようになりました。ご存じのように、最低賃金審議会というのは社会の公器でありますから、できる限りオープンな審議、そして、できるだけ忠実に法律にのっとりた審議といえますか、あるべき運営を心がけることが求められるのではないかと、会長として日ごろ思っているところであります。

また、公労使の各側委員は、公益、使用者、労働者を代表しているわけでありますから、所属団体の意見のみならず、広く意見を収集する責

務がありますが、現実には広く収集するのはなかなか難しいということは、私も十分承知いたしております。審議会のオープンな運営、あるべき運営、広く意見の収集といった観点で考えたときに、現在の当審議会の運営、あるいは専門部会の運営が今のままでよいのかどうか、委員の皆さまにはしっかりとお考えいただきたいと思っております。

審議会の運営を効率的にしたい、効率的な運営を行うことは大変大事なことと私も考えております。その点は否定いたしません。しかし、一方で、効率を追求するあまり広く意見を収集し十分な審議を行うという、審議会運営上最も大切なことを軽んずるようなことがあってはならないと思いますので、是非ともその点を意識して審議にあたっていただくようお願いいたします。

現実には、私は十数年経験してきておりますが、事務局におきましても、幹部はおおむね2年おきに交代いたしますので、どうしても審議会の運営がこれまでどおりとなりがちです。よりよい審議会の運営に向け、他の道府県では、良い審議会を進めるためにどう工夫しているのかなど、しっかり情報収集し、研究し、それを公労使にフィードバックして、東京の最低賃金審議会の運営をよりよいものにしていただくようお願いしたいと思います。

以上、発言いたしましたのは、来年度の審議会の運営に関するお願いであります。本年度の最後の審議会に当たりまして、一言発言させていただきました。

穂岐山委員

すみません。お伺いしたいのですが。

先程、効率を優先するあまりの不十分な審議会運営もあったということなのですが、どういうことなのでしょう。

笹島会長

そこまでは言っておりません。

穂岐山委員

そういうことでしたら結構です。

笹島会長

それでは、課長お願いいたします。

賃金課長

本日の審議会は今年度予定されております最後の審議会でございますので、その終了に当たりまして、私どもの渡延労働局長よりご挨拶を申し上げます。

労働局長

本日は、委員の皆さま方大変ご多用のところ、第387回の審議会にご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

冒頭来、会長からご発言がありましたとおり、本年度予定されております会議としては本日が最終ということでありまして、ただ今会長から総括的なお話もございましたが、事務局の立場からも一言御礼を申し上げます。

委員の皆さま方は昨年5月17日に第44期の委員としてご就任いただきました。それ以来今日に至るまで、昨年夏以降の中国経済の変調をはじめとして、行政を取り巻く内外の事情はいろいろな変化が生じております。そうした中で、2つ大きな調査審議をしていただきました。1つは中賃から示された目安に基づいて、東京都の最低賃金についてのご審議をいただいたことをごさいます。結果的に19円の引き上げという答申を頂戴いたしました。これにつきましては昨年の10月1日から発効を見ておるところでございます。

他方、特定最賃につきましては、申出4業種のいずれにつきましても、改正の必要性について全会一致のご意見を賜れるところには至りませんでした。この間、皆さま大変ご多忙の中、熱心なご審議をいただいたことをごさいます。地域最賃、また特定最賃の関係、この2つについて、大変ご熱心な調査審議をいただきましたことに対し、改めて厚く御礼を申し上げます。

いずれにいたしましても、来年度以降の審議会の運営については、特に納得がいき公正な働き方を求めるという点で、最賃に求められる役割、果たすべき機能は、いよいよ大きくなっていくと思います。そういった中で、今日まで頂戴したご意見も踏まえまして、私どもも事務局として十分に、委員の皆さま方、そして会長以下公益の皆さまのサポートに欠けることがないよう努めてまいりたいと思います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。まことにありがとうございました。

笹島会長

それでは、本日の審議はこれで終了いたします。皆さま、1年間ご審議にご参加いただきまして大変ありがとうございました。